

## 墨田区心のバリアフリー応援隊登録要綱

令和5年11月30日

5墨福障第1770号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害のある方又は配慮が必要な方（以下「障害のある方等」という。）が安心して暮らすことのできる共生社会の実現に資することを目的に、障害のある方等に対する差別や偏見といった心の障壁を取り除く心のバリアフリーにつながる取組を行う事業者、店舗、NPO法人、ボランティア団体及びサークル等（以下「事業者等」という。）を心のバリアフリー応援隊として登録を行うために必要な事項を定めるものとする。

### (登録要件)

第2条 区長は、区内に主たる事務所又は活動の拠点を置くものであって、次の各号に掲げるいずれかの取組を行う事業者等を心のバリアフリー応援隊として登録することができる。

- (1) 障害のある方等が利用しやすい建築物、設備等の整備
- (2) 障害のある方等が利用しやすいサービスの提供
- (3) 障害のある方等の意思疎通のサポート
- (4) 障害のある方等の働く機会の創出
- (5) 事業者等が運営するウェブサイト、SNS等での心のバリアフリーに関する情報の発信
- (6) すみだ心のバリアフリー普及啓発キャラクターすみダック・すみピヨの活用
- (7) 前各号に掲げるもののほか、心のバリアフリーにつながる取組

2 次の各号に掲げるいずれかに該当する事業者等は、登録を受けることができない。

- (1) 関係法令等に違反する事実があるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員と密接な関係を有するもの及び同条第6号に規定する暴力団員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が適当でないと認めるもの

3 登録を受けた事業者等が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 事業者等に該当しなくなったと認められるとき。
- (2) 事業者等が、第2項各号に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。
- (3) その他、この要綱に違反すると認められるとき。

### (登録手続等)

第4条 登録を希望する事業者等は、墨田区心のバリアフリー応援隊登録申込書（第1号様式）（以下「登録申込書」という。）により登録を申し込むものとする。この場合において、当該登録はLoGoフォームを使用して行うことができるものとする。

2 区長は、前項に規定する登録の申込みを受けたときは、その内容を審査し、登録の可否について、墨田区心のバリアフリー応援隊登録（更新）結果通知書（第2号様式）により、前項に規定する登録の申込みを行った者に通知する。

3 区長は、前項において登録が適当と認めた者には、墨田区心のバリアフリー応援隊登録証（第3号様式）を交付する。

4 登録の有効期間は、登録年度を含めて5年度間とする。

#### （登録の更新）

第5条 登録の有効期間満了後に引き続き登録を希望する者は、有効期間が満了する30日前までに、更新の手続をしなければならない。

2 更新の手続については、前条の規定を準用し、有効期間満了時点での取組状況等を踏まえ、登録申込書を提出するものとする。

#### （登録内容の変更等）

第6条 登録を受けた事業者等が登録された内容に変更があった場合は、登録申込書により、速やかに区長に届け出なければならない。

#### （委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、令和5年11月30日から適用する。

